



島根県報

令和8年9月8日（火）

号外 第 9 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第527号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	川平停車場 線	江津市都治町387番2地 先から同市黒松町482番 1地先まで	前	メートル 3.90～ 25.00	メートル 2,544.00	浜田県土整備 事務所	左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。 県道付替 トリプルウェイ
		江津市都治町387番2地 先から同市後地町991番 1地先まで		6.50～ 50.80	3,267.00		
		江津市都治町387番2地 先から同市黒松町482番 1地先まで	後	3.90～ 25.00	2,544.00		
		江津市都治町387番2地 先から同市後地町991番 1地先まで		6.50～ 50.80	3,267.00		
		江津市黒松町519番2地 先から同町476番7地先 まで		5.70～ 18.92	320.00		

島根県告示第528号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	上久野大東線	雲南市大東町清田237番地先から同196番19地先まで	メートル 268.00	令和8年 9月8日	雲南県土整備 事務所	
〃	川平停車場線	江津市黒松町519番2地先から同町476番7地先まで	320.00	令和8年 9月8日	浜田県土整備 事務所	